

第2期
長崎市

子ども・子育て
支援
事業計画

令和2年3月 長崎市





ごあいさつ

長崎市では、子ども・子育て支援法に基づき平成27年度から令和元年度までの5年間を計画期間とする「長崎市子ども・子育て支援事業計画」（第1期計画）を策定し、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の充実を図るとともに、母子保健、児童虐待等の防止、ひとり親家庭への支援などの施策を推進し、長崎市が「安心して子どもを生むことができ、子どもたちが健やかに育つことができるまち」となるよう取り組んできました。

この間、保育所などの量の確保と質の向上、放課後児童クラブなどの地域子ども・子育て支援事業において、一定の成果を得ることができましたが、共働き世帯の増加などにより、今後ますます子育て家庭のニーズは多様化していくことが予想されます。

このことから、第1期計画の施策を今後の状況に対応していけるよう見直すとともに、将来の子育てのあり方を見据えて、「子どもをみんなで育てる 子育てしやすいまち」を基本理念として掲げ、新たな施策として地域や職場、商店街など、まち全体で子育てを応援する取組みや、子どもが遊び、学ぶ場を充実する取組みなどを盛り込んだ「第2期長崎市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和2年度～令和6年度）」を策定しました。

この計画に基づき、長崎市がさらに子育てしやすいまちとなることをめざし、しっかり取り組んでまいります。

最後に、この計画の策定にあたり、多大なご尽力を賜りました「長崎市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会」の委員の皆様をはじめ、市民意向調査やパブリック・コメントなどにより貴重なご意見をお寄せいただいた皆様に、心からお礼を申し上げます。

令和2年（2020年）3月 長崎市長 田上 富久

目次

| | | |
|------|-------------------------|----|
| 第1章 | はじめに | 1 |
| 第2章 | 長崎市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状と課題 | 7 |
| 1 | 長崎市の子どもと子育て家庭の現状 | 9 |
| 2 | 長崎市の子ども・子育て支援の現状と課題 | 14 |
| (1) | 幼児期の教育・保育 | 14 |
| (2) | 地域の子ども・子育て支援 | 18 |
| (3) | ひとり親家庭への支援 | 31 |
| (4) | 母と子の健康 | 32 |
| (5) | 子育ての不安感・負担感の軽減と仲間づくり | 34 |
| (6) | 児童虐待等の防止 | 37 |
| (7) | 障害児への支援 | 38 |
| (8) | 子どもの健全育成 | 39 |
| (9) | 子育てと仕事の両立 | 42 |
| (10) | 経済的支援 | 44 |
| 第3章 | 計画の基本的な考え方 | 45 |
| 1 | 計画の基本理念、施策体系 | 47 |
| (1) | 基本理念 | 47 |
| (2) | 施策の体系 | 47 |
| 2 | 教育・保育提供区域 | 48 |
| (1) | 区域設定の考え方 | 48 |
| (2) | 各区域の主な状況 | 50 |
| 3 | 計画期間中の子どもの人口予測 | 57 |
| 第4章 | 幼児期の教育・保育の充実 | 59 |
| 1 | 教育・保育施設等の適正な量の確保 | 61 |
| (1) | 量の見込みと確保策の考え方 | 61 |
| (2) | 量の見込みと確保策 | 63 |
| 2 | 教育・保育等の質の向上 | 70 |

| | |
|--|------------|
| 第5章 地域子ども・子育て支援事業の推進 | 71 |
| 1 地域子ども・子育て支援事業の実施 | 73 |
| (1) 延長保育事業..... | 74 |
| (2)-1 一時預かり事業(幼稚園型) | 76 |
| (2)-2 一時預かり事業(幼稚園型以外) | 78 |
| (3) 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター) | 81 |
| (4) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター) | 82 |
| (5) 病児・病後児保育事業..... | 84 |
| (6) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) | 85 |
| (7) 子育て短期支援事業(ショートステイ) | 94 |
| (8) 妊産婦健康診査事業..... | 95 |
| (9) 乳児家庭全戸訪問事業..... | 95 |
| (10) 養育支援訪問事業 | 96 |
| (11) 利用者支援事業..... | 96 |
| (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業..... | 97 |
| (13) 多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業 | 97 |
| 第6章 その他の子ども・子育て支援 | 99 |
| 1 子育ての負担軽減 | 101 |
| 2 子どもの育ちへの支援 | 106 |
| 3 母と子の健康への支援(長崎市母子保健計画) | 108 |
| 4 児童虐待等の防止 | 110 |
| 5 ひとり親家庭への支援(長崎市ひとり親家庭等自立促進計画) | 112 |
| 6 障害児への支援 | 115 |
| 7 子育てと仕事の両立 | 117 |
| 第7章 計画の点検・評価 | 119 |
| 資料 | 123 |

第1章 はじめに

1 計画策定の背景

国は、1990（平成2）年の「1.57ショック¹」を契機に少子化の問題が大きく取り上げられるようになり、少子化の流れを変えるため様々な施策に取り組んできました。

しかしながら、子どもや子育てをめぐる環境は依然厳しく、また、就労形態の多様化や女性の社会進出に伴い、保育ニーズは年々増加し、保育所待機児童は全国的な問題となるなど子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、2012（平成24）年8月には「子ども・子育て関連3法」を制定し、2015（平成27）年4月から本格施行した「子ども・子育て支援新制度」のもと、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を柱として、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指してきました。

その後2016（平成28）年6月に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、希望出生率1.8%に向けた対応策が示されました。

また、2017（平成29）年12月に「子育て安心プラン」が閣議決定され、2020（令和2）年度末までに全国の待機児童を解消し、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率80%に対応できる約32万人の受皿を整備することとしました。

さらに、2019（令和元）年10月から、幼児教育・保育の無償化が実施されたところです。

長崎市においては、2015（平成27）年3月に長崎市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：2015（平成27）年度～2019（令和元）年度）を策定し、「安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに育つまち」を実現するために、子ども・子育て支援の充実に取り組んできました。

この計画が2019（令和元）年度をもって計画期間が満了となることから、市民からの子育て支援に関するニーズ調査を基に、本市の現状と課題を再度分析・整理し、2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間を計画期間とする「第2期長崎市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、引き続き、子ども・子育て支援のさらなる充実に取り組みます。

¹ 1.57ショック：合計特殊出生率がひのえうまの年である昭和41年（1966年）の1.58を下回ったことから称されています。

■第1期計画策定以降の主な国の動向

| 年度 | 法律・制度等 | 主な内容 |
|----------|----------------|--|
| 平成 28 年度 | 子ども・子育て支援法一部改正 | 待機児童解消加速化プランにより 40 万人から 50 万人に上乗せされた 10 万人分の受け皿確保について、内訳の 5 万人分を企業主導型保育の設置により対応。 |
| | ニッポン一億総活躍プラン | 「夢をつむぐ子育て支援」として、「希望出生率 1.8」の実現に向けた対応策を示す。 |
| | 切れ目のない保育のための対策 | 待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制、保育コンシェルジュの展開などを明確化。 |
| | 児童福祉法改正 | 児童虐待についての発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化に向けた、児童福祉法の理念を明確化、子育て世代包括支援センター設置についての法制化など。（一部平成 29 年 4 月施行） |
| 平成 29 年度 | 子育て安心プラン | 令和 2 年度末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率 80%に対応できる約 32 万人分の受け皿の整備。 |
| | 新しい経済政策パッケージ | 「人づくり改革」において、教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる。 |
| 平成 30 年度 | 子ども・子育て支援法一部改正 | 事業主拠出金の率の上限の引き上げ、充当対象の拡大、待機児童解消等の取組みの支援、広域調整の促進による待機児童の解消など。 |
| 令和元年度 | 幼児教育・保育の無償化 | 10 月から開始。認可保育サービスや幼稚園、認定こども園の利用について 0～2 歳の住民税非課税世帯、3～5 歳の全世帯を対象に実施。 |

2 計画の位置づけと性格

(1) 法的根拠と性格

- ① この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、長崎市次世代育成支援後期行動計画を一部継承しています。
- ② この計画は、「長崎市総合計画」を上位計画とし、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「ひとり親家庭等自立促進計画」、及び国の通知により策定が定められている「母子保健計画」の内容を含みます。
- ③ この計画は、長崎市障害福祉計画・長崎市障害児福祉計画など、長崎市の子ども・子育て支援に関する事項を定めた、その他の計画と調和が保たれたものとしします。

(2) 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5か年とします。

(3) 長崎市子ども・子育てに関する計画の変遷

| 計画期間 | 計画名称 |
|---------------|---|
| 平成10年度～平成14年度 | ① 長崎市子育て支援計画 |
| 平成15年度～平成16年度 | ② 長崎市子育て支援計画 ※①の見直し |
| 平成17年度～平成21年度 | ③ 次代のながさきっ子プラン (長崎市次世代育成支援前期行動計画) ※次世代育成支援対策推進法に基づく計画 |
| 平成22年度～平成26年度 | ④ 次代のながさきっ子プラン (長崎市次世代育成支援後期行動計画) |
| 平成27年度～令和元年度 | ⑤ 長崎市子ども・子育て支援事業計画 ※子ども・子育て支援法に基づく計画 |
| 令和2年度～令和6年度 | ⑥ 第2期長崎市子ども・子育て支援事業計画 |

3 計画の策定方法

(1) 策定体制

学識経験者、保育所・幼稚園、放課後児童クラブの関係者、子育て中の保護者等から構成される「長崎市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（長崎市版子ども・子育て会議）」で審議しました。

(2) 調査の実施

市民のニーズを把握するため、以下のとおり調査を行いました。

| 調査の種類 | 就学前児童調査 | 小学生調査 |
|-------|---|--------------------------|
| 対象者 | 市内在住の就学前児童(0～5歳) | 市内在住の小学生(1～6年生) |
| 回答者 | 保護者 | |
| 調査期間 | 平成30年10月29日～11月30日 | |
| 実施方法 | 住民基本台帳により無作為抽出し、保育所、幼稚園等を通して、又は郵送により配布し、郵送による回収 | 小学校により無作為抽出し、学校を通して配布・回収 |
| 配布数 | 7,000 | 3,000 |
| 有効回収数 | 3,942 | 2,781 |
| 有効回収率 | 56.3% | 92.7% |

(3) パブリックコメントの実施

長崎市パブリック・コメント制度実施要綱に基づき、市民等から意見等の募集を行いました。

| | |
|--------|--|
| 実施期間 | 令和元年12月26日～令和2年1月24日 |
| 意見件数 | 1件(1人) |
| 意見への対応 | 意見を参考に、第5章 1-(11)「利用者支援事業」の欄に今後の方針として追記しました。 |